

## 徳島市文化振興ビジョンで扱う文化の範囲等について

### 1 徳島市文化振興ビジョンで扱う文化の範囲について

文化芸術の振興に関する基本的な方針(平成19年2月9日閣議決定)では、文化とは、最も広くとらえると、人間の自然とのかかわりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、人間と人間の生活に関わる総体を意味し、また、人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果という側面もある。

本ビジョン策定にあたっては、文化芸術の持つ力を本市のひとづくりやまちづくりに活かしていくため、対象とする範囲をある程度限定した方が効果的であることから、国の文化芸術振興基本法に示されているものを基本に、本市の特色ある文化の振興を踏まえ、以下に示すものを主な範囲とする。

●芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等
●メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術
●伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎等
●生活文化	茶道、華道、書道等
●文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
●地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

### 2 徳島市文化振興ビジョンの期間について

様々な取り組みによる文化振興の効果は、すぐに現れるものではなく、中長期的な視点に立った施策展開が必要であることから、ビジョンの期間は、平成29年度からおおむね10年間とする。

なお、社会情勢や市民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行うものとする。